

# 平成23年度事業計画書

平成23年4月1日～平成24年3月31日

バスは、高齢化社会の進展と地球環境の時代を迎えて、日常生活に不可欠な公共交通機関として、その期待される役割は高まっています。一方で平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響が引き続き懸念されております。

このような状況の中でバス業界は、安全輸送対策、環境問題への対応、バリアフリー対策など克服すべき多くの課題を抱えております。

栃木県バス協会は、バスが公共交通機関として新たな展望を開くため、平成23年度は以下の事項を重点に、会員各位とともに各課題の解決に積極的に取り組む所存でありますので、会員各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 1. 安全輸送対策の推進

- (1) 事業用自動車総合安全プラン2009及び運輸安全マネジメントに基づいた安全対策が確実に実施できるよう適宜情報を提供するほか、運行管理者制度、整備管理者制度について、周知を図ります。
- (2) 「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の円滑な実施を図り、認定を受けた事業者に対して広く広報に努めます。
- (3) 飲酒運転防止に資する遠隔地対応型アルコール検知器の導入を促進させるため、栃木県バス協会独自の助成制度を昨年度に引き続き実施します。
- (4) 全席シートベルト着用実施、車内事故発生防止活動など旅客の安全確保について、周知を図ります。
- (5) 自動車事故対策機構が実施する運転適性診断（一般）のほか、運転者の高齢化に対処するため、適齢診断も助成対象とし、会員の便宜を図ります。
- (6) 自治体はじめ利用者に「自動車運転者の労働時間改善基準告示」について理解を求めため、その周知に努めます。
- (7) 警察本部と連携を図り、バスジャック・テロ対策に努めます。
- (8) 交通事故防止撲滅県民総ぐるみ運動など交通安全運動に積極的の参加し、交通安全意識の向上に努めます。

## 2. 経営基盤強化への対応

- (1) 「信用保証協会保証料助成金制度」を創設し、融資を受けるのに必要な保証料を支援することにより、経営基盤の安定を目指します。
- (2) バス経営者や後継者向けの研修会の開催を昨年度に引き続き推進します。
- (3) 貸切バスの運賃制度について正しい理解を得られるよう各機関に周知を図ります。
- (4) 高速道路料金体系について、その改正動向を注視し、適正化に向けて関係機関に働きかけます。
- (5) 輸送秩序の維持と公正な競争を確保するため、会員相互の連携強化に努めます。

(6) 県内バス輸送実績など事業運営に有効な情報を適宜提供してまいります。

### 3. 環境問題への対応

ディーゼルクリーンキャンペーン、不正軽油使用撲滅運動など各種環境保全活動に関係機関と連携して推進するとともに、アイドリングストップ運動の推進など各種環境対策に対応するとともに、低公害車両の導入促進のための環境整備に努めます。

### 4. 交通バリアフリー対策

- (1) ノンステップバス、リフト付きバスなどバリアフリー適合車両の導入促進に資するため、助成制度の拡充を関係機関に働きかけます。
- (2) ノンステップバス車両の円滑な走行を確保するために、道路等の改良を関係機関に働きかけます。

### 5. 輸送環境及び輸送サービスの改善

- (1) バス輸送の改善に向けて、業界意見が反映された具体的施策の実現を関係機関に働きかけます。
- (2) 事業者の創意工夫が活かされ、バス利用促進が図られるよう関係機関と連携して取り組みます。

### 6. 各種講習会等への適切な対応

- (1) 国が実施する整備管理者研修が円滑に行われるよう適切に対応します。
- (2) 自動車事故対策機構が実施する運行管理者指導講習（一般・基礎）が円滑に行われるよう適切に対応します。
- (3) 運行管理者試験センターが実施する旅客自動車運行管理者資格者試験が円滑に実施されるよう適切に対応します。
- (4) バス事業の運営に影響を及ぼす重要な法令等の改正に際しては、講習会を開催するなど適切に対応します。

### 7. 労働問題への対応

栃木労働局と連携して、自動車運転者の労働条件等の改善に係る指導及び助言を行うなど、適切な労務管理に向けて対応します。

### 8. 各種申請・届出・報告等への対応

増大、複雑化する当局への各種届出・報告等書類の作成相談に適切に対応します。

### 9. 広報活動の推進

県民、利用者がバスに対し親しみと理解を深めて頂くため、広報活動を推進します。